

休日当番医のお知らせ

3月下旬から4月の休日夜間在宅当番医は下表のとおりです。内、外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

<内科> <外科>

月/日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
3/21	霜鳥医院	(2)0579	岩崎医院	(2)1122
22	小林医院	(2)0562	佐々木医院	(2)2357
29	堀 医院	(6)2133	金井医院	(2)0116
4/5	杏仁堂医院	(2)0123	寺師医院	(2)0137
12	富田医院	(6)2226	石川医院	(6)2140
19	星野(弘)医院	(2)0998	佐々木医院	(2)2357
26	山喜医院	(2)0646	岩崎医院	(2)1122
29	星野(南)医院	(6)2103	金井医院	(2)0116

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
 ◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572



昭和56年度 予防接種 予定表

予防接種名	対象者	方法・内容	実施時期
急性灰白髄炎 (ポリオ生ワクチン)	春期 55.1.1~55.6.30	6週間以上の 間隔をあけて シロップ2回 服用	4
	55.7.1~55.12.31		
	秋期 55.7.1~55.12.31		
	56.1.1~56.6.30		10
三種混合 (百日咳 ジフテリア 破傷風)	第I期 53.7.1~53.12.31	1ヵ月の間隔 で3回 皮下注射	4.5.6
	54.1.1~54.6.30		
	第II期 52.7.1~52.12.31	I期終了後 1年後に1回 皮下注射	5
53.1.1~53.6.30			
ジフテリア	小学校6年生	1回皮下注射	1
日本脳炎	保育所3才児	2回皮下注射	6
	保育所4才児		
	小学校1・4年生		
	中学校1年生		
ツベルクリン反応 B C G	55.1.1~55.12.31	ツ反“-”者は BCG (レントゲン 撮影)	4
	小学校1・2年生		
	中学校2・3年生		
インフルエンザ	保育所全員	4週間の間隔 で2回 皮下注射	10.11
	小学校全員		
	中学校全員		
麻疹(はしか)	54.1.1~55.6.30	1回皮下注射	1
風 疹	中学校2・3年女子	1回皮下注射	9

●予防接種には「問診票」・「母子手帳」を忘れずに持参ください。
 ●問診票を忘れたり、記入してないと予防接種を受けられません。

広 報 なかのしま

3月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
 〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況 ()内は2月分

	件数	死者	傷者
56年	2 (0)	0 (0)	2 (0)
55年	25	2	24
54年	28	0	30

巣立ち

三月十三日、村内の両中学校で卒業式が
 挙行され、両校合わせて一一八名の生徒が
 それぞれに胸をふくらませて巣立って行き
 ました。

(北中学校で)



人口のうごき

2月28日現在

()内は前月比

人 口	11,262人 (+2)
男	5,512人 (±0)
女	5,750人 (+2)
世帯数	2,236戸 (-1)

今月の納税 > 保育料 (3月分)

お知らせ

三月二十五日午後六時四〇分放送
 のNHKテレビ「にいがた640・
 名所自慢」で、大竹貫一邸が紹介さ
 れます。ご家族でご覧ください。

心配ごと相談
 (行政・人生相談も含む)

○毎週火曜日 午後1時~4時
 ○中之島村公民館



昭和56年度
一般会計予算案
18億574万円

十八億五百七十四万円という、昭和五十六年度一般会計予算案がまとまりました。
この予算案について、三月十日から議会で審議が行われますが、その方針と中身をみてみましょう。

■ 新年度予算案
編成方針

新年度の行財政の執行にあたりましては、現下の厳しい財政状況に鑑み、財政の健全性を確保し、実施計画に基づく財源の重点的配分と、計画的な執行をはかり、効率でしかも機動的に対処し得る運営を行うことを基本といたしました。

また、財源の長期的かつ安定的な充実を図るため、昭和五十六年度は将来への展望の基盤づくりの年であると位置づけ、当初において基金への積立をする特別措置をとることといたしました。

■ 住民生活優先の
三つの重点施策

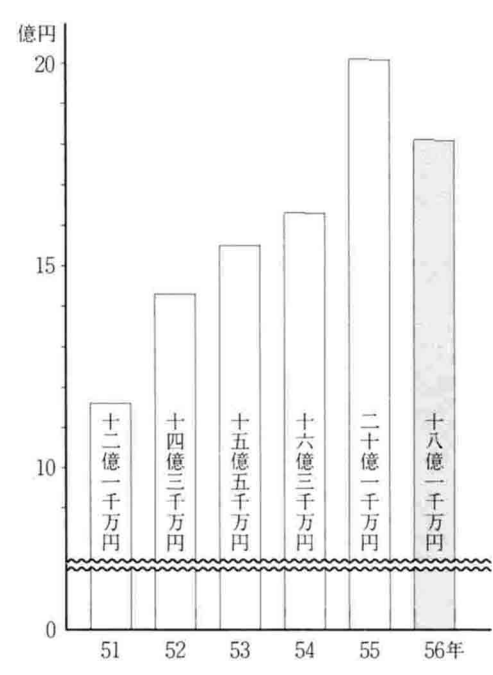
- ① 教育環境の整備充実
- ② 豊かな住みよい生活環境の整備の推進
- ③ 産業の振興

■ 一般会計予算の
規模

このような方針で編成をいたしました昭和五十六年度一般会計予算の規模は、総額で十八億五百七十四万円とし、前年度に比べ二億六千五百円

減額となり、その増減率は十・二%と大幅な減少を示しております。この主なる原因は、信条小学校に係る建設事業費が大幅に減少したことによるものであり、前年度におけるこれらの予算を除外した場合の対前年比は十三・三%の伸び率となり抑制型予算となりました。

当初予算の推移



■ 歳入の
財源措置

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税につきましては、前年度実績の四・五%増を見込み、当初予算では八億六千九百九十九万円を計上し、特別交付税の二千五百万円と合わせて八億九千四百九十九万円を計上いたしました。

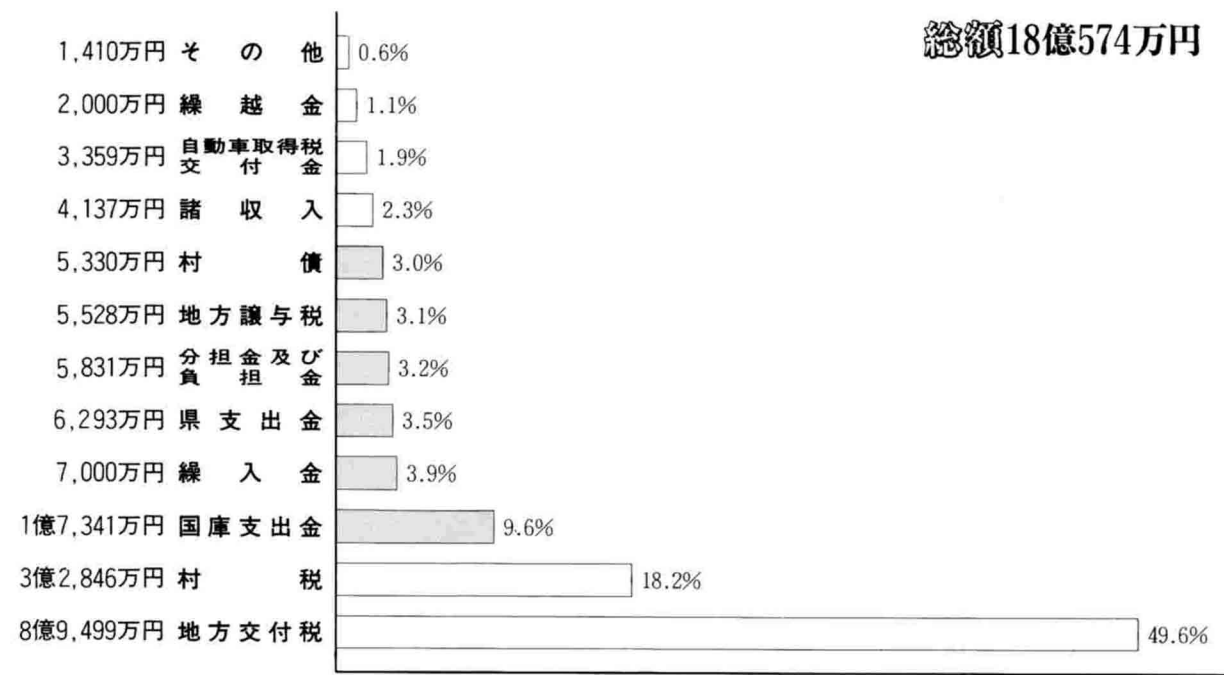
また、主要財源であります村税については、税法の改正並びに前年度の実績見込額などを充分勘案し、前年度対比十三・三%増の三億二千八百四十六万円を計上いたしました。

保育料にあたります保育所措置費負担金につきましては、国の基準が年々引き上げられており、村の持出し財源も多額にのぼっている中ではあります。が、国の基準達成率の前年度実績を上まわらない予算措置をいたしました。

国・県支出金につきましては、前年度に比較して二十五%減の二億三千六百三十四万円を計上いたしました。減額の主なものは、教育費に係るものであります。

歳入を目的別にみると

総額18億574万円



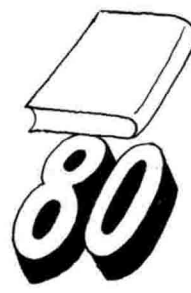
歳入用語の解説

村税—村という公共団体がその行政に要する一般経費を賄うために、住民などから徴収する課徴金である。
この中には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ消費税、電気料、ガス税、特別土地保有税などがあり、**地方譲与税**—自動車重量譲与税および地方道路譲与税などがあり、国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されるお金です。
自動車取得税交付金—都道府県の目的税として徴収され、道路の延長、面積に対して市町村に交付されるお金です。
地方交付税—地方税の収入は地域により著しく異っており、この地域間の財源を調整するため国税三税(所得税・法人税・酒税)の一定割合を地方に配分されるお金です。
分担金および負担金—分担金が、地方公共団体が特定の事業に要する経費にあつたため、利益を受けるものに対して、賦課徴収されるお金です。
当村の場合保育料が主です。
使用料および手数料—地方公共団体が特定人のためならんかの受益を与えることによる全部または一部を特定人に負担させるお金です。
主なものは、戸籍などの交付手数料です。
国県支出金—国県支出金はその目的ないし性格により負担金、補助金および委託金の三つに分かれ、なんらかの必要性に基づき、国または他の地方公共団体から当該事務にかかる財源の全部または一部として交付されるお金です。
繰入金—一般会計、特別会計および基金などの間において、相互に資金運用としての繰入金を計上するものです。
繰越金—地方公共団体の決算上の剰余金で繰越金として計上されるお金です。
諸収入—延滞金、預金利息などのお金です。
地方債(村債)—道路・学校などの公共的な事業を行う場合、長期の借入金(借入金)です。

三つの重点施策の内容

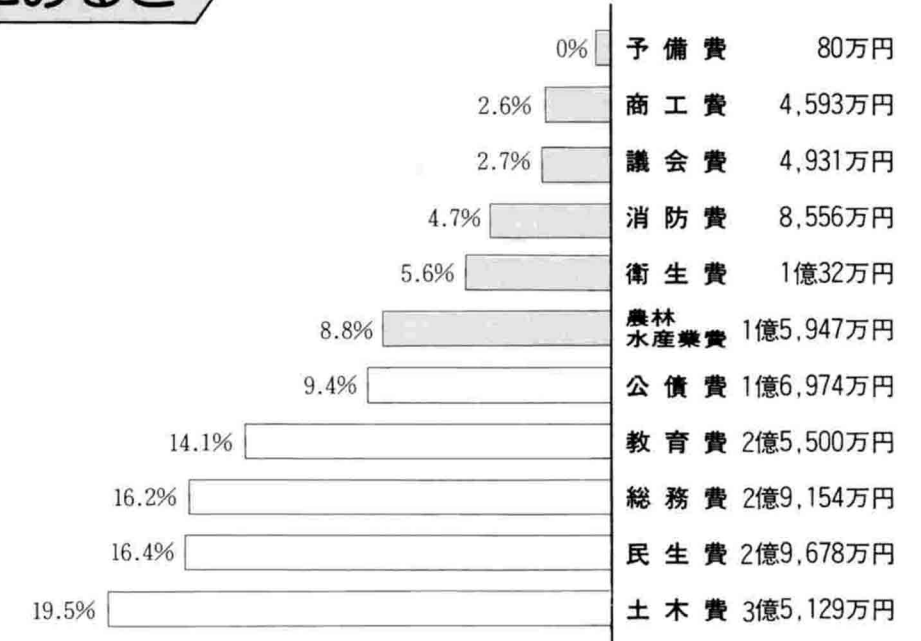
- I 教育環境の整備充実
- ① 上通小学校の整備。
 - ② 地区公民分館の整備。
- II 豊かな住みよい生活環境の整備の推進
- ① 生活関連道路の整備。
 - ② 集落下水路の改良工事。
 - ③ 都市計画区域の見直し。
 - ④ 役場庁舎前に融雪施設の設置。
 - ⑤ 交通安全対策。
 - ⑥ 消防施設の整備。
- III 産業の振興
- ① 集団転作の拡大と特定作物の転作定着化を促進。
 - ② 農村総合整備事業の実施計画を策定。
 - ③ 商工業の振興。

※その他、村政八十周年を迎えるにあたり、記念誌の発刊を始めとする記念事業を計画いたしました。



歳出を目的別にみると

総額18億574万円



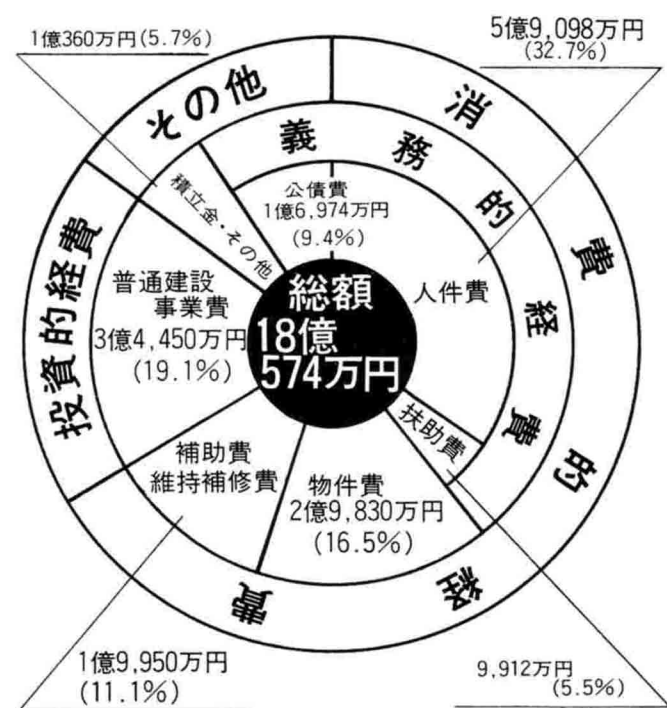
歳出予算額を目的別にした表でみると、最も多いのが土木費で三億五千二百九十九万円と全体の占める割合は十九・五％となっていますが、対前年度比では十・七％の減少を示しました。これは、都市計画事業に係る中央下水路の工事完了によるものが主なる原因であります。

以下、民生費、総務費、教育費の順となっております。

性質別に分けると

前年度三十七・二％の構成比であった普通建設事業費は、学校建設事業の完了により十九・一％と大幅な減少となりました。義務的経費の状況をみると、人件費は前年度に比べ七・六％の伸びを示し、四千八百八十一万円の増額となっております。また、扶助費は前年度に比べ十・九％の伸びを示しておりますが、前年度の十二・一％を下回る結果となりました。

一方、公債費は前年度の伸び率十六・一％を下回る十・五％の伸びにとどまりましたが、今後とも借金依存体質の改善を図るため、積立金の充実と起債にあたってはより慎重な配慮をいたし、健全な財政構造の回復に努める所存であります。



歳出用語の解説

- 議会費**——議会全般の業務をするための費用です。
- 総務費**——村の財産管理、広報活動、交通安全対策、徴税費、戸籍全般、選挙および諸統計などの業務に係る費用です。
- 民生費**——老人の生きがい対策など社会福祉事業や児童福祉事業、国民年金業務などに係る費用です。
- 衛生費**——環境衛生や母子衛生などの保健衛生事業やし尿、ゴミ処理の委託、成人病、乳幼児検診などの予防事業をするための費用です。
- 農林水産業費**——農業委員会、水田利用再編対策および農道整備事業や農業後継者対策、畜産関係などに係る費用です。
- 商工費**——商工業の振興や消費者行政の推進などに係る費用です。
- 土木費**——道路、橋、河川の維持費や道路の改良、新設工事、都市計画や下水路、公園などの整備に係る費用です。
- 消防費**——広域消防、非常備消防および防火水槽の新設などの消防用施設、また災害対策に係る費用です。
- 教育費**——教育委員会および小・中学校の運営のための諸費、そして社会教育や公民館の運営、文化財保護などのための費用です。
- 公債費**——土木、教育事業などのために公に借りた資金の返済にあてられます。

国保特別会計

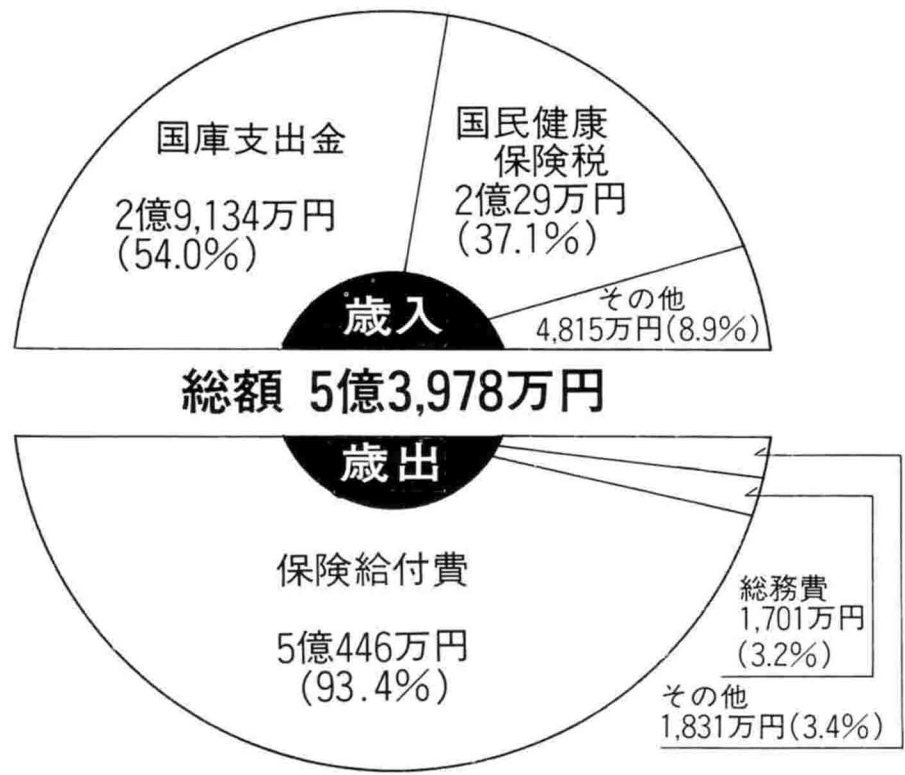
予算案総額 5億3,978万円

■ 現況

いつまでも健康でありたい。みんなが願っていることです。五十二年ころより医療費の伸び率は、各種検診業務等の充実や、疾病の早期発見と早期治療など医療に対する意識の高揚により鈍化の傾向をたどってまいりましたが、五十五年に入り入院患者の急増及び老人医療費の増加等により、医療費は対前年比で十七％と異常な伸びが見込まれ、現在の保険税収入では賄いきれず、保険税をある程度引き上げざるを得ない状況となりました。

■ 予算規模

このような現状を踏まえて昭和五十六年度の予算規模を五億三千九百七十八万円といたしました。その結果、前年度に比べ二十四・三％の増となりました。歳出につきましては、保険給付費を前年度に比し二十四・八％増の五億四千四百六十六万円を計上し、保険給付費に係る高額療養費につきましては、対前年度比で四十一・九％増の四千六百八十三万円を見込みました。そのほか、助産費及び育児手当金につきましては、出生が減少傾向にあるため減額の措置をいたしました。



一方、歳入につきましては、主財源をなす保険税を前年度に比べ十五・三％増の二億二十九万円を計上し、国庫支出金は前年度に比し二十八・四％増を計上したほか、保険税の急激な引き上げを抑制するため、国保保険給付準備基金から一千八百万円を繰り入れる措置をとりました。また、繰越金については、二千五百万円の子算措置をいたしました。

以上、国保特別会計は、厳しい財政事情が予想されますが、現在の医療制度の抜本改正の早期実現に努力するなかで、健全な財政運営を堅持し、被保険者の医療確保と健康管理について充分その機能が発揮されるよう努力いたします。



サイの神

中条東ホワイト子供会（会長周防彰さん・会員九名）では、大雪のため延期となっていた「サイの神」を二月十五日（日）に実施。初めての「サイの神」に大人も子供も大喜びで、楽しいひとときを過ごしていました。

縄作り

二年前から、地元の一つの神社に縄を奉納しているという、赤小沼の興村会（会長皆川一雄さん・会員二十五名）。今年も二月一日に縄作りを実施。ワラを四十束使うが、ワラつぶしも、縄ないもすべて手作業でこなす。一日かかって、二つのりっぱな縄を完成しました。



カメラ散歩

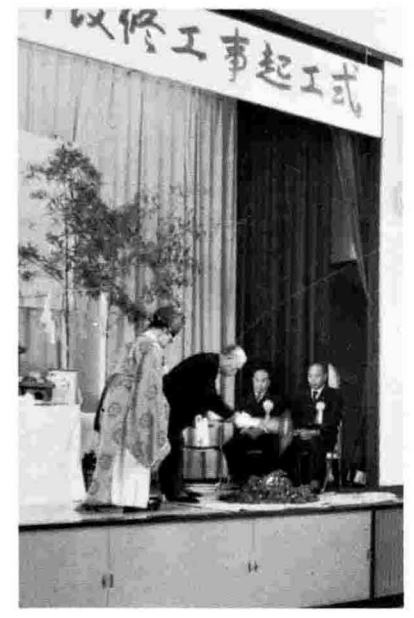
盛況でした 村民作品展

こととして、第7回目を迎えた村民作品展。360点あまりが出品され、2月18日から22日までの5日間、公民館講堂で開催。連日、大勢の観覧者でにぎわいました。



中之島川改修起工式

六・二六水害から三年目——この水害で大きな被害をもたらした、中之島川の早期改修工事が望まれていましたが、その起工式が、関係者約百二十名の出席で、今月六日公民館において盛大に挙行されました。



白銀は招くよ

3月7日から1泊2日で、六日町のミナミスキー場で開催された「中之島村青年スキーの集い」。32名の青年男女が参加し、白銀の世界を思う存分楽しんでいました。



吉田清明さんに

全国町村議会議長表彰



七期、二十八年（昭和二十六年四月から五十四年四月まで）の永きにわたり、議員として活躍された中条新田第二の吉田清明さん（六十八歳）に、このたび、全国町村議会議長から議員特別表彰があり、三月十日の三

月定例村議会開会前に、表彰状の伝達が行われました。

この表彰は、三十年以上議員を務めた人に贈られるもので、吉田さんは、二十八年間と副議長一期分（四年）の加算二年がつき、今回の表彰となったものです。

「議員生活の中で、特に印象に残っているのは、北中の統合問題でしたね。」と語られる吉田さん、喜びをかくしきれない様子でした。

第三十三回 婦人週間 あらゆる分野への 男女の共同参加

家庭で職場で地域社会で

四月十日から、恒例の「婦人週間」が始まります。婦人週間は、わが国で、婦人が参政権行使した四月十日を記念して、この日に始まる一週間を女性の地位向上をめざすための特別活動として昭和二十四年に設けられたもので、今年で三十三回目を迎えました。今年、昭和二十一年にわが国で初めて女性が選挙の投票を行ってから三十五周年に当たり、さらに国際婦人年に続く「国連婦人の十年」の後半期に入る年でもあります。このような意味から、今年のテーマは、昨年までの「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」を一步進めて、「あらゆる分野への男女の共同参加」となっています。

期待される
「女性パワー」を
生かすために

昨年開かれた「国連婦人の十年・一九八〇年世界会議」で、わが国をはじめ世界の多くの国が「婦人に対するあらゆる形態の差別の徹廃に関する条約」に署名しました。同時に「国連婦人の十年後半期行動プログラム」が採択され、国の発展と世界の福祉や平和の推進のためには、

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に、男女が共にその役割と責任を果たしていくことの重要性が打ち出されました。まさに地球的な立場から、「婦人パワー」を生かすべきだとしている、と、いいでしょう。確かに、わが国でも男と女とが女と女と意識についての差別や固定観念は薄れつつあります。総理府の世論調査によりますと、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に同感しない人は六四％（女八三％、男四五％）にもなっており、事実、職業を持つ女性は年々増えています。子育てでも、女性だけにまかせないで夫婦で協力し合い、最近では、出勤前に子供を保育園に送り届ける若い父親の姿を見かけるようになりました。

けれども、一方では、男女が真に平等だとは言えない、さまざまな現実があります。大切なことは、わたしたちが社会生活を営む上で、人間として果たす責任と役割は男女が平等に担っているということです。こうした考え方を十分にふまえて、家庭でも、職場でも、地域社会でも、男女が共に協力し合い、助け合い、参加し合ってください、はじめて真の男女平等の世の中になり、「女性パワー」も多に生かされるといえます。そしてこの考え方を、「あらゆる分野への男女の共同参加」という婦人週間のテーマなのです。



春の全国交通安全運動

目的
この運動は、広く県民に交通安全思想を高揚し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

特に、昨年は昭和四十八年以来減少してきた県内の交通事故による死者数が増加に転じたこと、及び昭和五十六年度は第三次交通安全計画の初年度にあたることを踏まえ、交通事故防止のための対策を強力に推進するものとする。

期間
四月六日(月)～四月十五日(水) (十日間)

運動の重点
①歩行者、特に子供の交通事故防止
②自転車の安全利用の促進



手をあげて横断歩道をわたりましょう。

③無謀運転の追放
運動のスローガン
県民のみんなが主役
安全運動

新潟県 交通事故無料相談所

- 県が実施している交通事故相談所です。
- どなたでもご利用できます。
- 専門の相談員が適切なアドバイスをします。
- 顧問弁護士の相談(土曜日)もあります。
- 開設場所・日時は下記のとおりです。

◆常設相談所

- 新潟相談所 県庁第一分館一階 電話(0252)23-5511
- 長岡相談所 長岡総合庁舎一階 電話(0258)34-3111

●相談日時
官公庁の休日を除く月曜日から土曜日、午前9時から午後4時まで(但し、土曜日に限り午前中)

◆移動相談所

- 見附市公民館 偶数月の第2週火曜日
- 与板町役場 偶数月の第2週木曜日

◆交通事故証明書の持参
より適正な相談をするため、交通事故証明書を見せていただきながら相談に応じたいと思いますので、交通事故証明書を持参してください。

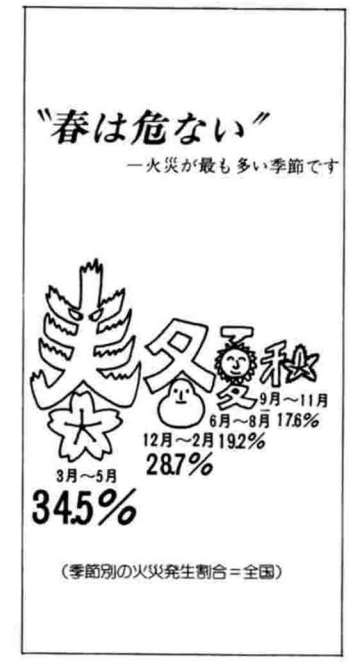
あなたです！ 春季火災予防運動

火災を止めるのも防ぐのも

この日本列島のどこかで、八分十四秒に一回の割合で火災が発生し、毎日二十八人が亡くなったり傷ついたりしてゐる——先ごろ発表された昭和五十五年版消防白書は、このように伝えていっています。

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一年のうちでも火災の発生が最も多い季節です。昭和五十四年の全国の火災を例にとりますと、冬から春先にかけての火災発生件数は、年間の約六割を占めています。

また、出火原因のトップは相変わらずたばこで、年間約百十三億円が灰となっています。



発生防止対策の推進、異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進をそれぞれ重点目標として掲げることとしました。

火の元には、十分気をつけましょう。

アイのシグナル

二十三個寄贈

去る二月二十八日、見附南ライオンズクラブ(会長・早沢清一郎さん)より、村社会福祉協議会に「アイのシグナル」二十三個が寄贈されました。

この機械は目の不自由な方が、近くの人に手助けを求めるとき使用するもので「ピッピッ」という発音音がします。近くで、発音音を聞かれた方は、愛の手をさしのべて手助けをお願いします。



税務コーナー

確定申告を間違えたり忘れたときは

所得税の確定申告書を提出したあとで、申告した金額に間違いのあることに気付いた人は、正しい金額に訂正することが出来ます。

また、すっかり忘れていて申告書を提出しなかった人は、申告しなければなりません。

▼納め過ぎたとき
所得や税額の計算を間違えて、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、来年の三月十五日までの間に正しい金額に訂正するための「更正の請求」をすることが出来ます。

税務署では、その請求が正しいと認められたときは、納めすぎの税金をお返しします。

▼納め足りなかったとき
所得や税額の計算を間違えたため、納めるべき税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いために、納め足りなかったときは、なるべく早く正しい金額に訂正するための「修正申告書」を提出し、その差額の税金を納めてください。

▼申告を忘れていたとき
確定申告をしなかったら、確定申告風景 (三月九日・公民館で)



確定申告風景 (三月九日・公民館で)

国民年金保険料改定

四月から四、五〇〇円に

国民年金の定額保険料は、今年四月から一ヶ月につき四、五〇〇円に改められます。

国民年金は昨年の法改正により、夫婦がともに付加保険料に加入して二十五年間掛けた場合、月額九四、二〇〇円の老齢年金が支給されるようになりました。

また、十年年金は月額二六、五五〇円、五年年金も月額二二、六〇〇円に引き上げられました。

さらに、母子、準母子年金に月額一五、〇〇〇円の加算制度を創設するなどの改善が行われました。

このように、一段と頼れる年金になった国民年金を将来も維持していくためには、一ヶ月約八、〇〇〇円程度の保険料が必要だとされています。

今後、加入者の負担は大きくなりますが、国民年金をよりよい制度にするためのやむを得ない措置ですので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



割引のある前納保険料

国民年金の保険料を、1年分または定められた期間を前納しますと、年5分5厘の割合で割引されます。

なお、前納していた人が途中で会社などに勤めたり、死亡した時にはまだ経過していない期間の保険料は還付することになっています。

前納を希望される方は、4月10日までに住民福祉課年金係へ申し込んでください。

(昭和56年4月に前納する場合)

前納する期間	前納額	保険料種類
56/4～57/3	52,700	定額
同 上	4,680	付加

年金コーナー

昭和56年度

農業機械利用技能者研修の実施について

■目的

最近における農業機械の大型化、高性能化及び普及の進展に対応して、その効率利用と利用に伴う農作業事故の発生を防止するに必要な農業機械に関する知識、技能の研修を行い、農業機械利用技能者の養成と資質の向上を図り、健全な農業機械化の推進に資する。

■研修計画の概要

研修の種類、目的及び内容並びに日程等については、下表による。

■所要経費

宿泊施設利用料……………1泊につき 500円

食費……………1食につき 約220円
教材費……………約 2,000円
傷害保険料……………約 600円
運転免許試験経費……………約 3,000円
研修雑費(日帰りの場合1日につき)100円

■その他

●所定の研修を修了した者には、修了証書を授与する。
●研修についての照会は、役場産業課または嵐南農業改良普及所(☎02586-6-2730)、県農業大学校農業機械科(☎02567-2-3141)へ。

Table with 8 columns: 研修の種類, 研修目的及び内容, 研修の対象者(資格), 研修日数, 1回あたり研修人員, 研修期間, 免許試験日, 推定期限, 研修場所. Rows include 農業機械2級, 現地農業機械研修, 指導者特別研修, 農用トラクター特別研修, 転作機械特別研修, 学生研修, and その他.

(注)※の現地研修者で大型特殊(農耕用)取得希望者は、試験日の3日間のコース運転練習のための研修を要する。

機械・金属製品等製造業及び自動車整備業・繊維業の

最低賃金改正

▷機械・金属製品等製造業及び自動車整備業

1日…3,228円(時間給労働者は1時間404円)

効力発生日……2月6日(金)

▷繊維産業

1日…2,814円(時間給労働者は1時間352円)

効力発生日……2月15日(日)

※それぞれに例外がありますので、詳しくは労働基準監督署におたずねください。

昭和56年度

労働保険料の申告と納税はお早目に!!

4月1日から5月15日まで

※本年は、労災保険料率が1月1日から、雇用保険料率が4月1日から改正されます。保険料の算定にあたってはご注意ください。

施設利用団体は登録申請の手続きを

村内の小、中学校及び中之島村公民館を利用される団体は、施設の円滑な運営をはかるため、利用団体の登録が必要です。また、いままで施設を利用して来た団体も登録が必要となりますので、次により団体登録の申請手続きを行ってください。

●学校開放に伴う利用団体の登録申請

▶開放校、開放施設、指定スポーツ施設

Table with 3 columns: 開放校, 開放施設, 指定スポーツ種目. Rows include 中之島中央小学校, 上通小学校, 信条小学校, 中之島中学校, 中之島北中学校.

▶登録団体の要件

村内に在住、在勤するものが5人以上で団体を構成し、かつ責任者が明確になっていること。

▶登録申請書の提出先

4月末日まで教育委員会へ

▶その他

登録申請書は教育委員会に備え付けてあります。

●社会教育関係団体の登録申請

申請手続きは上記「学校開放に伴う登録申請」と同じです。

災害復興住宅建設等資金の申込み受付中

住宅金融公庫では、今回の豪雪により住宅に被害を受けた方に対し、次の要領により災害復興住宅建設等資金の融資申込みの受け付けを六月三十日(火)まで行います。

〈災害復興住宅建設資金〉

■申込資金/今回の豪雪により住宅部分の価額の五割以上の被害を受けた家屋の所有者、賃借人又は居住者。
■融資が受けられる住宅/住宅部分の床面積が一二〇㎡以下であること。ただし、滅失した家屋の二戸当りの住宅部分が一二〇㎡を超えていた場合で滅失した家屋を原形に復旧するときは、滅失した家屋の住宅部分の床面積に相当する面積とする。

〈災害復興住宅補修資金〉

■申込資格/今回の豪雪により住宅部分の補修に要する額が十万元以上で、建物の価額の五割未満の被害を受けた家屋の所有者、賃借人又は居住者。
■融資限度額/木造の場合 三二〇万円以内

■利率/年五・〇五%

■返済期間/十年以内

◎詳しいことについては、お近くの公庫業務取扱金融機関でご相談ください。

4月1日は省エネルギーの日



行楽には、なるべくバスや電車を使いましょう

毎月1日は「省エネルギーの日」です